

第九十号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「除く。」の「の下に」のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額二万七千円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているもの」を加え、同条第二項中「扶養親族（第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。）を有する者にあつては八千八百円、有しない者にあつては八千三百円」を「八千三百円（満二十七歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては一万八千七百円を、満二十七歳に達する日以後の最初の四月一日から満三十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては九千三百円をその額に加算した額）」に改める。

別表第一を次のように改める。

第 90 号議案

別表第 1（第 6 条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	263,400	309,000	347,300
	2	169,400	265,600	311,400	349,900
	3	171,500	267,700	313,700	352,500
	4	173,600	269,900	316,000	355,100
	5	175,700	272,100	318,300	357,700
	6	177,800	274,400	320,600	360,300
	7	179,900	276,600	323,000	362,800
	8	182,000	278,800	325,300	365,300
	9	184,200	281,000	327,600	367,800
	10	186,400	283,300	329,900	370,200
	11	188,600	285,500	332,100	372,600
	12	190,800	287,700	334,300	375,000
	13	193,000	289,900	336,600	377,400
	14	194,900	292,100	338,900	379,700
	15	197,100	294,300	341,300	382,000
	16	199,200	296,600	343,700	384,200
	17	201,200	298,900	346,100	386,300
	18	203,400	301,200	348,500	388,400
	19	205,600	303,500	351,000	390,500
	20	207,800	305,800	353,500	392,500
	21	210,000	308,100	356,000	394,500
	22	212,200	310,400	358,400	396,400
	23	214,400	312,700	360,800	398,200
	24	216,600	315,000	363,200	399,900
	25	218,800	317,300	365,500	401,700
	26	220,800	319,600	367,800	403,400
	27	222,900	321,800	370,100	405,100
	28	225,100	324,100	372,300	406,700
	29	227,300	326,300	374,400	408,300
	30	229,500	328,500	376,500	409,800
	31	231,700	330,700	378,600	411,200
	32	233,900	332,800	380,500	412,600
	33	236,100	335,000	382,400	414,000
	34	238,200	337,100	384,200	415,300
	35	240,300	339,200	385,900	416,600
	36	242,500	341,200	387,500	417,800
	37	244,600	343,200	389,000	418,900
	38	246,800	345,100	390,400	420,000
	39	249,000	346,900	391,800	421,100
	40	251,200	348,700	393,100	422,100

41	253,400	350,500	394,300	423,100
42	255,600	352,200	395,500	424,000
43	257,800	353,800	396,700	424,900
44	260,000	355,500	397,800	425,800
45	262,200	357,100	398,900	426,600
46	264,400	358,700	399,800	427,400
47	266,300	360,300	400,800	428,100
48	268,500	361,800	401,800	428,800
49	270,700	363,300	402,800	429,500
50	272,900	364,700	403,700	430,200
51	275,100	366,100	404,600	430,800
52	277,300	367,500	405,500	431,400
53	279,500	368,900	406,300	432,000
54	281,700	370,200	407,100	432,600
55	283,900	371,500	407,900	433,200
56	286,100	372,800	408,700	433,800
57	288,300	374,000	409,500	434,400
58	290,400	375,200	410,200	435,000
59	292,500	376,300	410,900	435,600
60	294,600	377,400	411,600	436,200
61	296,700	378,500	412,300	436,800
62	298,800	379,600	412,900	437,400
63	300,800	380,600	413,500	438,000
64	302,900	381,600	414,100	438,600
65	305,000	382,600	414,700	439,000
66	307,000	383,500	415,300	439,500
67	309,100	384,400	415,900	440,000
68	311,200	385,300	416,500	440,500
69	313,300	386,100	417,100	441,000
70	315,300	386,900	417,700	441,500
71	317,300	387,700	418,300	442,000
72	319,300	388,500	418,900	442,500
73	321,300	389,300	419,500	443,000
74	323,300	390,000	420,100	443,500
75	325,300	390,700	420,700	444,000
76	327,300	391,400	421,300	444,500
77	329,300	392,000	421,800	445,000
78	331,200	392,600	422,300	445,500
79	333,000	393,200	422,800	446,000
80	334,800	393,800	423,300	446,500

第 90 号議案

再任用職員以外の職員	81	336,500	394,400	423,800	446,900
	82	338,200	395,000	424,300	447,400
	83	339,900	395,600	424,800	447,900
	84	341,500	396,200	425,300	448,400
	85	343,000	396,800	425,800	448,900
	86	344,500	397,400	426,300	449,300
	87	346,000	398,000	426,800	449,700
	88	347,400	398,600	427,300	450,100
	89	348,800	399,200	427,800	450,500
	90	350,100	399,700	428,300	450,900
	91	351,400	400,300	428,800	451,300
	92	352,600	400,900	429,300	451,700
	93	353,800	401,400	429,700	452,100
	94	354,900	401,900	430,100	452,500
	95	356,000	402,400	430,500	452,900
	96	357,000	402,900	430,900	453,300
	97	358,000	403,400	431,300	453,700
	98	358,900	403,900	431,700	454,100
	99	359,800	404,400	432,100	454,500
	100	360,600	404,900	432,500	454,900
	101	361,300	405,400	432,900	455,300
	102	362,000	405,900	433,300	
	103	362,700	406,400	433,700	
	104	363,200	406,900	434,100	
	105	363,800	407,400	434,500	
	106	364,400	407,900	434,900	
	107	365,000	408,400	435,300	
	108	365,600	408,900	435,700	
	109	366,200	409,400	436,000	
	110	366,700	409,900	436,400	
	111	367,200	410,400	436,800	
	112	367,700	410,900	437,200	
	113	368,200	411,400	437,600	
	114	368,700	411,800		
	115	369,200	412,200		
	116	369,700	412,600		
	117	370,200	413,000		
	118	370,700	413,400		
	119	371,200	413,800		
	120	371,700	414,200		

121	372,200	414,600		
122	372,700	415,000		
123	373,200	415,400		
124	373,600	415,800		
125	374,000	416,200		
126	374,400	416,600		
127	374,800	417,000		
128	375,200	417,400		
129	375,600	417,800		
130	376,000			
131	376,400			
132	376,800			
133	377,200			
134	377,600			
135	378,000			
136	378,400			
137	378,800			
138	379,200			
139	379,600			
140	380,000			
141	380,400			
142	380,800			
143	381,200			
144	381,600			
145	382,000			
146	382,400			
147	382,800			
148	383,200			
149	383,600			
150	384,000			
151	384,400			
152	384,800			
153	385,200			
154	385,600			
155	386,000			
156	386,400			
157	386,800			
158	387,200			
159	387,600			
160	388,000			

第 9 0 号議案

	161	388,400			
	162	388,800			
	163	389,200			
	164	389,600			
	165	390,000			
	166	390,400			
	167	390,700			
	168	391,100			
	169	391,500			
再任用 職員		233,100	272,800	295,300	334,000

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに次項、付則第三項及び第八項の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二十六年三月三十一日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第十四条第一項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であつて、平成二十六年四月一日以後も引き続き同項に該当するもの（この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条第一項に該当するものを除く。）その他これに準ずる職員については、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十四条第一項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の条例第十四条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	六千円
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	四千円

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二千円

（施行日前の異動者の号給の調整）

4 この条例（付則第一項ただし書に規定する改正規定並びに前二項及び付則第八項の規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成二十六年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成二十六年三月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第二十七条第二項（同条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成三年七月江戸川区条例第二十一号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第一号）第三条の二の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が

基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十五年四月一日（同月二日から平成二十六年三月一日までの間に新たに職員となった者（平成二十五年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十一号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・一四を乗じて得た額に、平成二十五年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成二十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・一四を乗じて得た額

三 平成二十五年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・一四を乗じて得た額

6 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月一日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職

員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

7 前二項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の平成二十六年三月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

8 付則第二項及び第三項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て江戸川区教育委員会規則で定める。

9 付則第四項から第七項までに定めるもののほか、この条例（住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（説明）

特別区人事委員会勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるの
で、本案を提出いたします。